

富加町社会教育施設(郷土資料館)施設利用再開における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月1日
(改訂)令和2年11月1日
(改訂)令和3年12月1日
(改訂)令和4年1月21日
(改訂)令和4年3月22日
富加町郷土資料館

1. はじめに

趣旨、利用制限、感染防止対策については富加町社会教育施設利用再開における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和4年3月22日改訂富加町教育課教育係・タウンホールとみか)に準じる。

2. 施設利用人数について

施設を下記のとおり再開する。

・館内の人数制限について当面の間は、下表のとおりとする。

部 屋	収容人数	人数制限	再開日
展示室	100名	なし	3月22日
展示室(団体)	—	なし	3月22日
研修室	28名	なし	3月22日
計	128名		

・団体での来館利用については事前申し込み制とする。